令和5年第3回北上市教育委員会定例会

- 1 日 時 令和5年2月15日(水) 午前10時
- 2 場 所 市役所本庁舎 5階第1会議室
- 3 議事日程 別紙
- 4 会議に出席した委員

平野 憲

照井 渉

佐藤 和美

髙橋 隆紀

照井 睦子

- 5 説明のため出席した職員
- (1) 教育部

教育部長 八重樫 義正

 総務課長
 高橋 博信

 学校教育課長
 平賀 英和

文化財課長 佐藤 康浩

学校給食センター所長 菊池 恵理子

中央図書館長 児玉 康宏

博物館長 渋谷 洋祐

鬼の館館長 (2) まちづくり部

まちづくり部長 小原 学

生涯学習文化課長小笠原 奈穂子スポーツ推進課長小田嶋 和広

小田島 孝

(3) 健康こども部

健康こども部長 高橋 昌弘

子育て支援課長 久保田 達夫

6 議事の大要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案 5 件、協議 2 件が原 案のとおり可決、承認された。

議案第2号 令和5年度教育行政施策の基本方針について

議案第3号 北上市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則について

議案第4号 北上市共同学校事務室規程について

議案第5号 教育長の権限に属する事務の委任規程の一部を改正する訓令につい て

議案第6号 北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

協議第2号 北上市立博物館条例及び北上市立鬼の館条例の一部を改正する条例 について

協議第3号 北上市体育施設条例の一部を改正する条例について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長

それでは、ただいまから令和5年第3回北上市教育委員会定例 会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。 資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧く ださい。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願い します。

教育長

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、日程第3 議事に入ります。

議案第2号「令和5年度教育行政施策の基本方針について」を 議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務 課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第2号令和5年度教育行政施策 の基本方針について、提案理由を申し上げます。 北上市総合計画における基本目標「ひと」において定めた「未 来に輝く、未来を創る人づくり」の実現に向け、令和3年3月に 策定した第3期北上市教育振興基本計画に基づき、令和5年度に おける教育行政施策の基本方針を定めようとするものでありま す。

内容につきましては、教育振興基本計画に定める2つの基本方針に基づき、施策体系ごとに重点的に進める施策を示すものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

前回の協議以降に追加した点は、次の2点となります。

1点目は、「1 郷土に誇りを持ち、未来に向かう人づくり」の「(2) 最適な教育環境の構築」における「③教育環境の整備」に係り、教育環境整備として、「児童生徒のスポーツ及び芸術文化に対する活動意欲と競技力の向上を図るため、市内の小中学校及び高等学校の全国大会出場に対する支援を継続します。」を追加しております。

また、2点目として、「2 すべての人が活躍できる環境づくり」の「(2) 文化芸術及びスポーツを核とした地域活性化」における「⑥民俗芸能の育成と伝承」に係り、「鬼剣舞のユネスコ無形文化遺産登録を受け、民俗芸能の宝庫である当市の文化を守り育くむ必要がある」を追加しております。更に、同項目へ「次世代への継承のため、鬼の館でのわんぱく講座開設やアウトリーチとしての出前講座など、民俗芸能の伝承、後継者の育成に努めます。」も追加しております。

なお、本日、議決いただけた後は、本方針から抜粋した教育長 演述を議会へ提出する予定としております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議 ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり 可決することに決定いたしました。

お謀りします。

次の議案第3号「北上市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則について」、議案第4号「北上市共同学校事務室規程について」、議案第5号「教育長の権限に属する事務の委任規程の一部を改正する訓令について」以上3件は、関連がありますので、一括して審議したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、議案第4号及び 議案第5号は、一括して審議いたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校 教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました議案第3号北上市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則、議案第4号北上市共同学校事務室規程及び議案第5号教育長の権限に属する事務の委任規程の一部を改正する訓令について、提案の理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4の規定に 基づく共同学校事務室を設置することについて所要の改正をしよ うとするものであります。

改正の内容でありますが、北上市立小中学校管理運営規則及び 教育長の権限に属する事務の委任規程に定める共同実施組織の名 称を改めようとするものであります。また、北上市共同学校事務 室規程については、共同学校事務室の組織及び運営に関し、必要 な事項を定めようとするものであります。

なお、施行日は、令和5年4月1日からとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますよう お願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第3号、議案第4号及び議案第5 号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

背景としては、平成29年4月に地方教育行政の組織及び運営に 関する法律の一部改正により「共同学校事務室」が制度化されて おります。なお、この改正においては、学校運営協議会の設置の 努力義務化や地域学校協働活動の実施体制の整備等、コミュニティ・スクール関連の規程も整理されております。

また、県内の共同学校事務室の状況については、3市町が既に 設置しております。

現状としては、平成18年度から複数校の事務職員が共同で事務 処理を行っております。事務処理の内容は、給与・手当や旅費に 関する事務等となっており、東部・北部・南部・西部の4つの推 進室で、事務を共同処理しております。

今回の改正は、これらを受け、これまでの共同実施の活動を共同学校事務室として位置付け、事務処理の更なる効率化、事務処理体制の強化を推進するものとなります。主なねらいは、3点であり、学校事務の効率化、業務の標準化、人材育成となっております。

各推進室の体制は継続しながら、市内全体で統括・支援する共同事務室を立ち上げるものであり、大きく変わるものではなく、 推進室を越えた支援や人材育成等が行いやすくなるものとなります。

髙橋隆紀委員

今回の改正により、各校の事務員数が減少するものではないと 捉えて宜しいでしょうか。 学校教育課長

お見込みのとおりです。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第3号、議案第4号及び議案第5号は、原案の とおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、議案第4号及び 議案第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号「北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務 課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第6号北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、提案の理由を申し上げます。

北上市立学校条例の改正により、立花小学校外3校を閉校し、 東桜小学校を令和5年4月から開校すること、また、北上市立小 中学校管理運営規則の改正により、共同学校事務室を設置し、共 同実施組織の名称等を改めることから、それぞれの公印に係る規 程を改正しようとするものであります。

なお、施行日は、令和5年4月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い いたします。

教育長

ただいま提案されました議案第6号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

統合により、4校の公印を廃止し、新たに東桜小学校の公印を 規定するものとなります。

また、先程議決いただきました共同学校事務室に係る総括室長の印を新たに規定するとともに、4箇所の各事務室が管理する同総括室長の公印を規定するものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議 ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり 可決することに決定いたしました。

次に、協議第2号「北上市立博物館条例及び北上市立鬼の館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。博物館長。

博物館長

ただいま上程になりました協議第2号北上市立博物館条例及び 北上市立鬼の館条例の一部を改正する条例について、協議理由を 申し上げます。

博物館法の一部を改正する法律が令和5年4月1日付けで施行されることに伴い、市立博物館の設置目的のほか、所要の改正を しようとするものであります。

主な改正の内容でありますが、本条例第1条において、博物館の設置理由として引用しております博物館法第18条が法改正により削除されたることから、改めて博物館法の趣旨に則って設置理由を定めるものです。

また、北上市立鬼の館条例につきましても同様の理由により改

正しようとするものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

博物館長

ただいま申し上げました、博物館法の趣旨に則って設置理由を 定めたという部分についてですが、博物館法 第一章 総則の第 一条、博物館の目的にある「教育、学術及び文化の発展に寄与す る」という条文と、同じく第二条にある「歴史、芸術、民俗、産 業、自然科学等について、必要な事業を行う」という条文を引 用・整理し、博物館では「郷土」について、鬼の館については 「鬼に関する」ということでまとめたものです。

また、第6条の協議会につきましては、博物館法の改正により 第20条から第23条に条がずれるものでございます。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第2号は、原案のとおり承認することに御異議 ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第2号は、原案のとおり 承認することに決定いたしました。

次に、協議第3号「北上市体育施設条例の一部を改正する条例 について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長 ただいま上程になりました協議第3号北上市体育施設条例の一 部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

> この条例は、北上市民柔剣道場及び北上勤労者体育センターを 廃止し、並びに北上市民弓道場を移転するとともに、北上市民稲 瀬スポーツ交流館を設置しようとするものであります。

なお、施行日は令和5年4月1日とするものであります。

よろしくご協議の上、承認を賜りますようお願い申し上げま す。

教育長

ただいま提案されました協議第3号について、ご質問等があり ましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

スポーツ推進課長

施設の廃止につきましては、柔剣道場の建て替え及び勤労者体 育センターの解体に伴い、3月31日をもって、北上勤労者体育セ ンター及び北上市民柔剣道場を廃止するものとなります。なお、 北上市民弓道場につきましては、施設の建て替えに伴い、代替の 施設がないことから、仮設の弓道場を設置することとしており、 4月1日に北上市大通り一丁目3番1号へ移設するものでありま す。

また、施設の設置につきましては、令和5年3月末に廃校とな る照岡小学校の体育館を令和5年4月から「北上市民稲瀬スポー ツ交流館」として体育施設化しようとするものであります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第3号は、原案のとおり承認することに御異議 ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第3号は、原案のとおり 承認することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時40分)